

## 新居浜工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程

令和8年5月13日制定

### (目的)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し必要な事項を定め、本校の教育研究環境の充実、施設の整備及び管理運営の向上を図るとともに、外部資金を活用した持続的な学校運営の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法人等 法人，法人以外の団体又は個人をいう。
- 二 施設等 本校が所有又は管理する建物，教室，体育施設その他の施設をいう。
- 三 命名権等 本校の施設等に対して法人等の名称，商号，商標，ロゴ，シンボルマークその他の名称を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及びロゴ表示，パネル，サイン，ポスターその他これらに類する掲示物の設置並びに本校の施設等を利用した法人等の活動の宣伝を行う権利をいう。
- 四 ネーミングライツ事業 契約により，本校が命名権等を付与した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た命名権等の対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し，本校の教育研究環境の充実，施設の整備及び管理運営の向上を図る事業をいう。

### (事業の基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を及ぼさないよう実施するとともに、教育機関として対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわず、学生の教育環境及び教育的観点に配慮しなければならない。

- 2 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、本校の規則等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく当該規則等に規定する施設等の名称を使用するものとする。
- 3 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、当該施設等の美観の維持に努めなければならない。

(事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細は別に定める。なお、公募型を原則とし、校長が認めた場合は提案型も可能とする。

- 一 公募型 公募により、本校が指定した施設等への命名権等を付与するもの。
- 二 提案型 法人等からの提案により、本校が適当と認める施設等への命名権等を付与するもの。

(命名権等の付与期間)

第5条 命名権等を付与する期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(審議機関)

第6条 ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は高度技術教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、校長が決定する。

- 2 委員会は、次の事項を審議する。
  - 一 ネーミングライツ事業の対象施設等の指定及び実施に関すること
  - 二 ネーミングライツパートナーの選定に関すること
  - 三 愛称等の採否に関すること
  - 四 ネーミングライツ料の設定及びその用途に関すること
  - 五 その他ネーミングライツ事業の実施に関する重要事項
- 3 校長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。
- 4 委員会の審議に当たっては、公益性、公正性及び客観性に配慮して行うものとする。

(対象施設等の指定)

第7条 公募型の対象施設等は、委員会の議を経て、校長が決定する。

- 2 提案型の対象施設等は、原則として本校の保有する全ての施設等とする。
- 3 本校は、施設等の性質、教育研究上の必要性及び公共性を考慮し、ネーミングライツの対象施設等を決定する。
- 4 当該対象施設等に関係する学科又は委員会等があるときは、あらかじめ当該学科又は委員会等の長の意見を聴き、その意向に十分配慮するものとする。

(ネーミングライツ料)

第8条 ネーミングライツ料は、対象施設等の規模、利用状況、広告効果等を勘案し、本校が別に定める。

- 2 ネーミングライツ料の設定に当たっては、適正な対価となるよう留意するものとする。

(募集)

第9条 公募型による実施は、委員会の議を経て、校長が決定し、募集については本校ウェブサイト等により広く行うものとする。

- 2 本校への提案があった場合は、当該提案内容について委員会の議を経て、提案型としてネーミングライツパートナーを選定することができる。
- 3 前項により選定を行う場合においても、手続の公正性及び透明性の確保に配慮するものとする。

(応募資格)

第10条 ネーミングライツ事業に応募できる法人等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 二 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 三 社会問題を起こしているもの
- 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 五 前号に該当するものとの関係を有するもの
- 六 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- 七 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- 八 政治団体
- 九 宗教団体
- 十 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 十一 国税、地方税等を滞納しているもの
- 十二 本校の教育方針又は教育環境に不適切な影響を及ぼすおそれのあるもの
- 十三 その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと本校が認めるもの

(応募)

第11条 ネーミングライツ事業に応募する法人等は、ネーミングライツ事業申請書（別紙

様式1) に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- 一 法人等の概要を記載した書類
- 二 定款，寄附行為その他これらに類する書類
- 三 法人等の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- 四 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- 五 国税，地方税等を滞納していないことを証する書類
- 六 対象施設等での具体的なロゴ表示，パネル，サイン，ポスターその他これらに類する掲示物の概要
- 七 その他募集要項において必要とする書類

（愛称等の条件）

第12条 次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の愛称等（愛称，広告掲示，ロゴ表示，パネル，サイン，ポスターその他これらに類する掲示物の内容をいう。以下同じ。）として設定することができない。

- 一 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 四 政治活動，宗教活動，意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 五 社会問題についての主義主張のあるもの
- 六 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 七 求縁又は男女の交際，通信等に関するもの
- 八 本校の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 九 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- 十 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- 十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- 十二 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- 十三 たばこの広告又は喫煙を促すもの
- 十四 アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
- 十五 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- 十六 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- 十七 他者の商標権，著作権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 十八 その他愛称等として適当でないと本校が認めるもの

(ネーミングライツパートナーの決定等)

第13条 校長は、第11条に規定する書類の提出があったときは、委員会の議を経て、愛称等の採否及びネーミングライツパートナーを決定するものとする。

2 校長は、第11条の規定により応募した法人等に対し、採用を決定したときはネーミングライツパートナー採用決定通知書（別紙様式2）により、不採用を決定したときはネーミングライツパートナー不採用決定通知書（別紙様式3）により通知しなければならない。

(契約)

第14条 校長は、ネーミングライツパートナーの採用決定通知後、速やかに契約担当役（独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1号に規定する者をいう。）に採用決定者との契約を締結させるものとする。

(費用負担)

第15条 愛称等の表示に必要な費用及び契約期間満了又は契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第16条 ネーミングライツパートナーは、原則として本校が年度ごとに発行する請求書により、本校が指定する期日までにネーミングライツ料を納入しなければならない。

2 既納のネーミングライツ料は、原則として返還しないものとする。ただし、第22条第3項に該当する場合は、返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとする。

(愛称等変更の禁止)

第17条 ネーミングライツパートナーは、契約期間内に愛称等を変更することはできない。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広報協力)

第18条 本校は、ネーミングライツパートナーの愛称等について、本校の広報物、案内表示、ウェブサイトその他の媒体において使用することができる。

2 本校は、本事業の価値向上及びネーミングライツパートナーの認知向上を図るため、関係部門と連携し、情報発信及び広報活動に努めるものとする。

3 本事業に係る对外発信の内容については、本校としての方針に基づき、適切に管理するものとする。

4 ネーミングライツパートナーは、本校との協議の上、当該ネーミングライツ事業に関

する広報活動を行うことができるものとする。

(愛称等の表示)

第19条 ネーミングライツパートナーは、本校の承認を得て、対象施設等において、ロゴ表示、パネル、サイン、ポスターその他これらに類する掲示物の設置を行うことができる。

2 前項の設置及びその数については、契約のとおりとし、本校の教育研究活動に支障を及ぼさない範囲で行うものとする。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第20条 ネーミングライツパートナーは、愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から愛称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

3 ネーミングライツパートナーは、本校の承認を得ることなく、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(ネーミングライツパートナーによる契約解除の申出)

第21条 ネーミングライツパートナーは、自身の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、校長に契約解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書(別紙様式4)を校長に提出しなければならない。

(ネーミングライツパートナーの決定取消し及び契約の解除)

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、契約を解除することができる。

一 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がなかったとき。

二 ネーミングライツパートナーが、第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 ネーミングライツパートナーが、法令等及びネーミングライツ事業に関する事項に反し、又はそのおそれがあるとき。

四 ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

五 前条第2項の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

六 本校の都合により、又は双方の責めに帰さない事由により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となったとき。

- 七 その他校長がネーミングライツパートナーの決定の取消し及び契約解除の必要があると認めるとき。
- 2 校長は、前項の規定によりネーミングライツパートナーの決定の取消し及び契約解除を決定したときは、ネーミングライツパートナー契約解除決定通知書（別紙様式5）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。
- 3 校長は、第1項第6号又は第7号の規定により本校が契約を解除した場合は、第16条第2項の規定に基づき、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議できる。

（契約の更新）

- 第23条 校長は、ネーミングライツパートナーから契約更新の申請があった場合には、双方の協議により契約を更新することができる。
- 2 前項の申請は、契約書に定める期限までにネーミングライツ事業期間更新申請書（別紙様式6）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。
- 一 法人等の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
  - 二 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
  - 三 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類
- 3 校長は、前項に規定する書類の提出があったときは、第13条の規定を準用してネーミングライツパートナーを決定するものとする。

（協議）

- 第24条 この規程に定めのない事項又はこの規程の解釈について疑義が生じた場合は、本校とネーミングライツパートナーが誠意をもって協議し、解決するものとする。

（事務）

- 第25条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課が行う。

（雑則）

- 第26条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、令和8年5月13日から施行する。

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

ネーミングライツ事業申請書

新居浜工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程第11条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり応募します。

記

応募の種類	<input type="checkbox"/> 公募型 <input type="checkbox"/> 提案型	
施設等名 (室名, 箇所等)		
応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴社の事業内容や今後の方向性</li> <li>・ 本校のネーミングライツパートナーとなる目的 (教育研究環境の向上に資すると考える点等)</li> <li>・ 対象施設等を希望する理由</li> </ul>	
愛称等の案	※デザイン等は別途添付	
愛称等の理由		
希望ネーミングライツ料	円 (年額/税別)	
希望契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
連絡先	部署名	
	職名・氏名	
	TEL	
	E-mail	

(関係書類)

- (1) 法人等の概要を記載した書類 (会社概要など)
- (2) 定款, 寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人等の登記事項証明書 (発行3か月以内のもの)
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) 及び事業報告書
- (5) 国税, 地方税等を滞納していないことを証する書類 (納税証明書など)
- (6) 対象施設等での具体的なロゴ表示, パネル, サイン, ポスターその他これらに類する掲示物の概要 (デザイン及び配置がわかる書類等)
- (7) その他募集要項において必要とする書類

新高専総第 号  
年 月 日

殿

新居浜工業高等専門学校長

ネーミングライツパートナー採用決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツ事業につきまして、下記のとおりネーミングライツパートナーに採用することを決定しましたので、新居浜工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程第13条第2項の規定により通知します。

記

応募の種類	<input type="checkbox"/> 公募型 <input type="checkbox"/> 提案型	
施設等名 (室名, 箇所等)		
愛称等		
ネーミングライツ料※	円 (年額/税別)	
契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
連絡先	部署名	
	職名・氏名	
	TEL	
	E-mail	

※ 上記の料金に消費税及び地方消費税を加算した額を本校が指定する銀行口座に納入してください。

また、振込手数料はご負担願います。

別紙様式3（第13条関係）

新高専総第 号  
年 月 日

殿

新居浜工業高等専門学校長

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツ事業につきましては、誠に残念ではございますが、不採用となりましたので、新居浜工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程第13条第2項の規定により通知します。

また、募集の機会がありましたら、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

別紙様式 4 (第21条関係)

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

申出者  
住 所  
名 称  
代表者

ネーミングライツ事業契約解除申出書

新居浜工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり事業の契約解除を申し出ます。

記

応募の種類	<input type="checkbox"/> 公募型 <input type="checkbox"/> 提案型
施設等名 (室名, 箇所等)	
愛称等	
契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで
料金	円 (年額/税別)
契約解除の理由	

新高専総第 号  
年 月 日

殿

新居浜工業高等専門学校長

ネーミングライツ事業契約解除決定通知書

年 月 日付け新高専総第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業につきまして、下記の理由により契約解除を決定しましたので、新居浜工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程第22条第2項の規定により通知します。

記

解除年月日	年 月 日
解除理由	

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

ネーミングライツ事業期間更新申請書

新居浜工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程第23条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

施設等名 (室名, 箇所等)		
愛称等		
現在の契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
延長後の希望契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
希望ネーミングライツ料	円 (年額/税別)	
延長希望理由		
連絡先	部署名	
	職名・氏名	
	TEL	
	E-mail	

(関係書類)

- (1) 法人等の登記事項証明書 (発行3ヶ月以内のもの)
- (2) 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) 及び事業報告書
- (3) 国税, 地方税等を滞納していないことを証する書類 (納税証明書など)